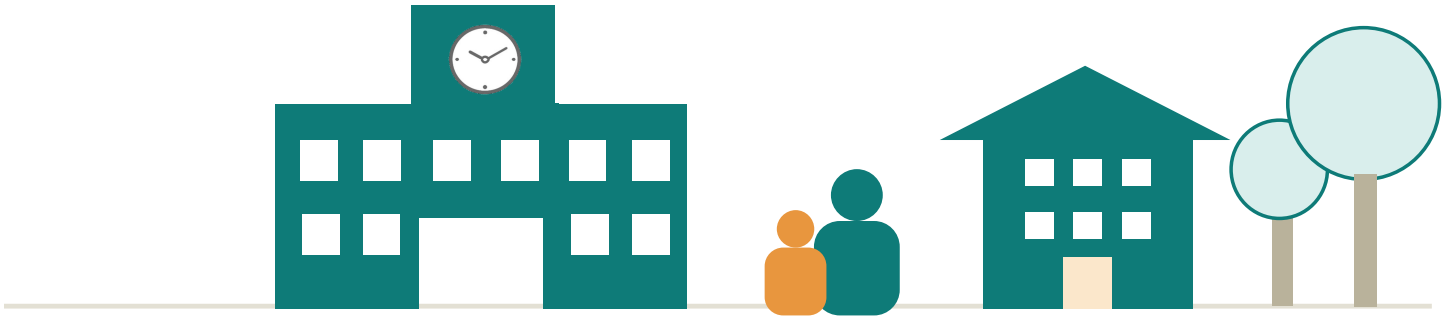
令和８年度第１回廿日市市総合教育会議　資料

資料３

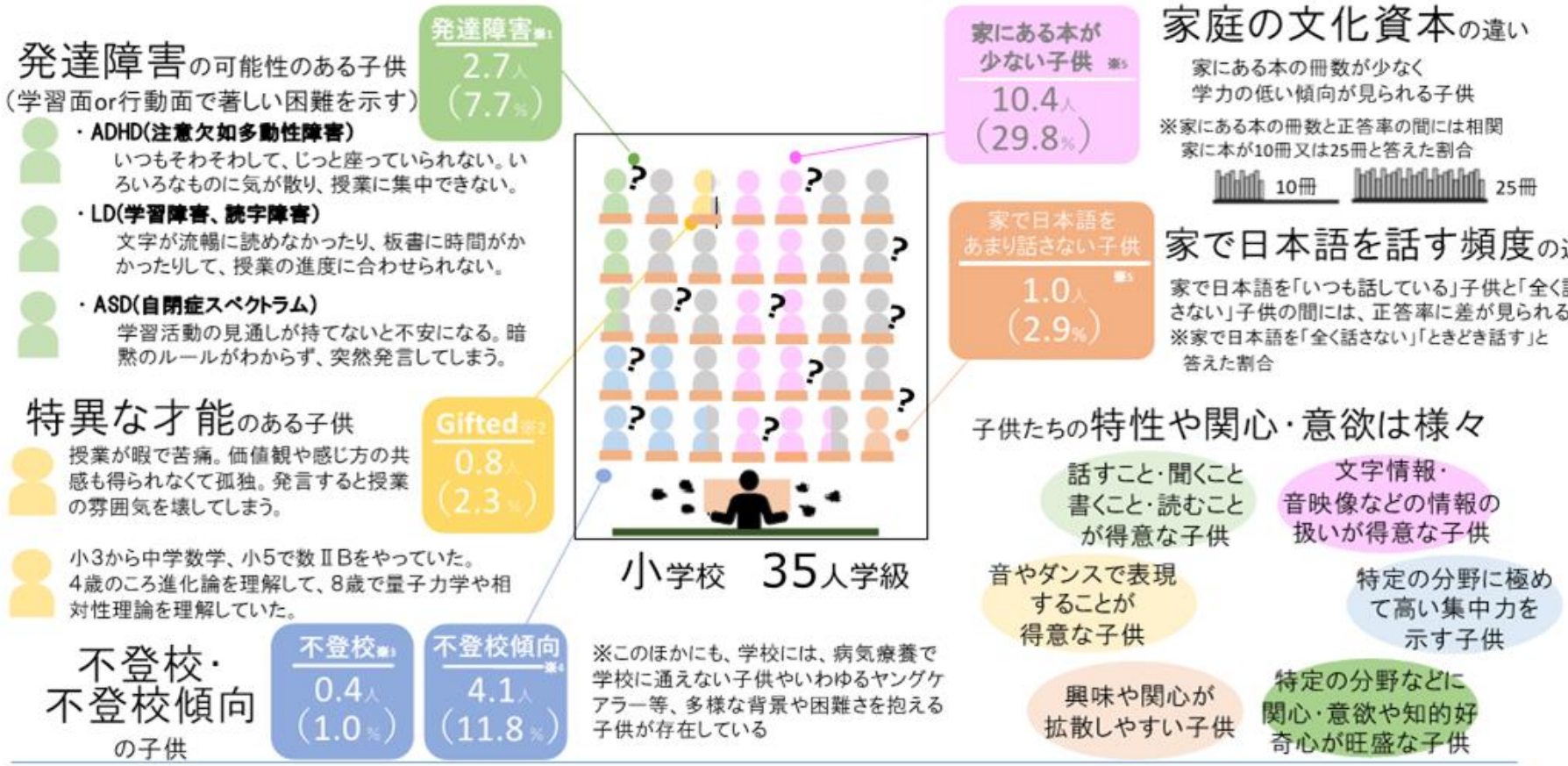
廿日市市が目指す
「包括的な支援体制」について

教育委員会×市長部局の連携で創る、切れ目のない支援体制



こどもたちを取り巻く環境の変化「多様化する背景」

認識すべき教室の中にある多様性・こども目線の重要性（小学校のイメージ：一例）



【個別課題】

いじめ
不登校
暴力行為
少年非行
児童虐待
自殺
ＳＮＳ等のトラブル
性的マイノリティ

【多様な背景】

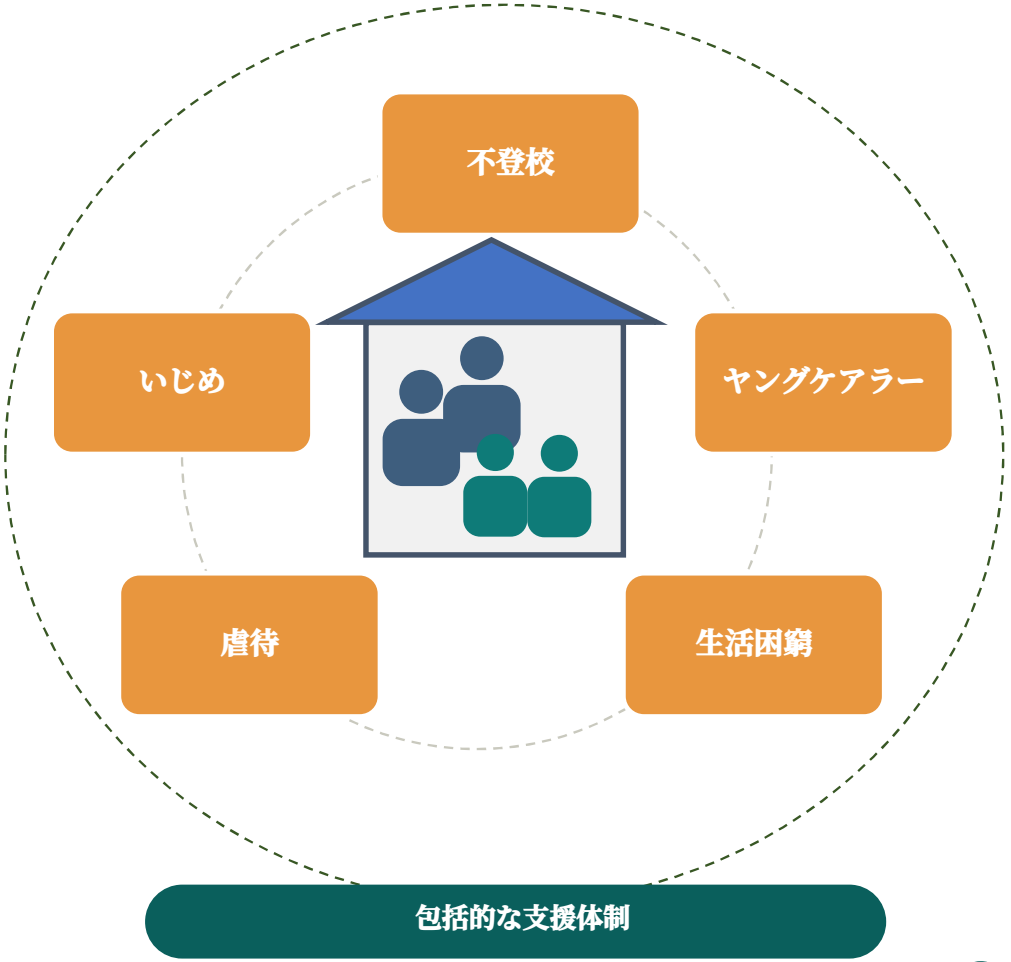
発達障害
健康課題
家庭状況
外国籍児童生徒

令和３年１２月内閣府「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ＜中間まとめ＞」より抜粋

縦割りから「世帯まるごと」の包括的な支援へ

社会福祉法第106条の3に基づく「包括的な支援体制」の整備は、自治体に課せられた努力義務です。
「包括的な支援体制」は、従来の属性別の枠組みを超え、世帯全体が抱える複雑・複合化した課題をまるごと受け止める仕組みです。
本市では、この仕組みづくり推進させるために、
令和７年度、地域共生社会推進室を設置しました。

包括的な支援体制では年齢を問わず、どのような相談もまるごと受けとめます。関係機関が連携して「世帯まるごと」包み込む支援体制や、社会・地域とのつながりづくりを進めています。



【 本市の包括的な支援体制図 】

Ⅰ.属性を問わない相談支援

包括的相談支援事業

属性に関わらず相談を受け止め、本人に寄り添い、課題の解きほぐしや整理を行う

※設置形態は基本型（専門相談窓口は分野ごとに設けつつ、チームで連携した支援を実施）

どこに相談しても支援につながる体制

【子ども】
廿日市市こども家庭センター
ネウボラ（直営5か所※1）
産前・産後サポートセンター（直営1か所）
家庭児童相談室（直営1か所）

内容を問わず相談を受け止め、適切な機関へつなぐ支援の入り口

【障害】
廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ
（3法人に委託）

相談まるごとサポートデスク
（直営1か所）

【高齢】
地域包括支援センター
（直営3か所、委託2か所※2）

【生活困窮】
はつかいち生活支援センター
（委託1か所）

支所や市民センター、その他相談窓口（はつかいちひきこもり支援ステーション、廿日市市成年後見利用促進センター）など

※1　廿日市、佐伯、吉和、大野、宮島
※2　廿日市東部、廿日市中部、廿日市市西部、佐伯、大野

多機関協働事業

連携により包括的な支援体制を推進する



複雑化、複合化したケースの支援の方向性の整理や役割分担

重層事業の中核であり、行政内の関係部署を中心とした連携の場

支援会議・重層的支援会議
（直営）

相談支援ネットワーク会議
（直営）

住宅・住まい
保健・福祉
市民生活
教育など
地域づくり

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

課題を抱えながらも、支援が届いていない人に支援を届ける
（各分野がそれぞれの専門性を活かして実施するアウトリーチが基盤）

つながりづくり・支援者支援
（委託）

信頼関係の構築に向けた継続的な関わり、支援者への助言や研修会といった支援者への支援



Ⅱ.参加支援

社会とのつながりづくりや参加を支援する

支援の状況を踏まえた継続的な相談支援・ニーズに応じたつながりづくり

社会資源情報や相談窓口などを検索できるツール

はつかいちつながるネット
（委託）



【個別支援型】
個々のニーズに応じた社会参加支援
（委託）

課題を抱える当事者に合わせたつながりづくり

【場づくり型】
ナガスタ
（委託）

地域の中で気軽に集える居場所やコミュニティの「場」

地域活動への参加・社会資源を活用したつながりづくり

【生活支援体制整備】

生活支援コーディネーター
（委託）（1層1人、2層7人）

就業的活動支援コーディネーター
（委託）（1人）

【地域における介護予防活動の支援】

廿らつプラチナボランティア
（委託）

通いの場や一般高齢者サロンの活動支援
（委託）

健康づくり応援団
（直営）

誰もが支え合える　地域づくり

【障がい者等の地域生活支援の促進】

地域活動支援センター
（補助）※必要時

【地域子育て支援拠点】

子育て支援センター
（直営2か所、委託2か所）※3

※3　廿日市、地御前、佐伯、大野

【生活困窮者支援等のための地域づくり】

地域自治組織の多様な支え手づくり支援
（委託）

民生委員児童委員協力員
（直営）

民間企業、NPO法人、地域自治組織といった多様な主体や市民センターとも連携

気になる人のつなぎや連携した見守り・課題に応じた地域づくり

Ⅲ.地域づくりに向けた支援

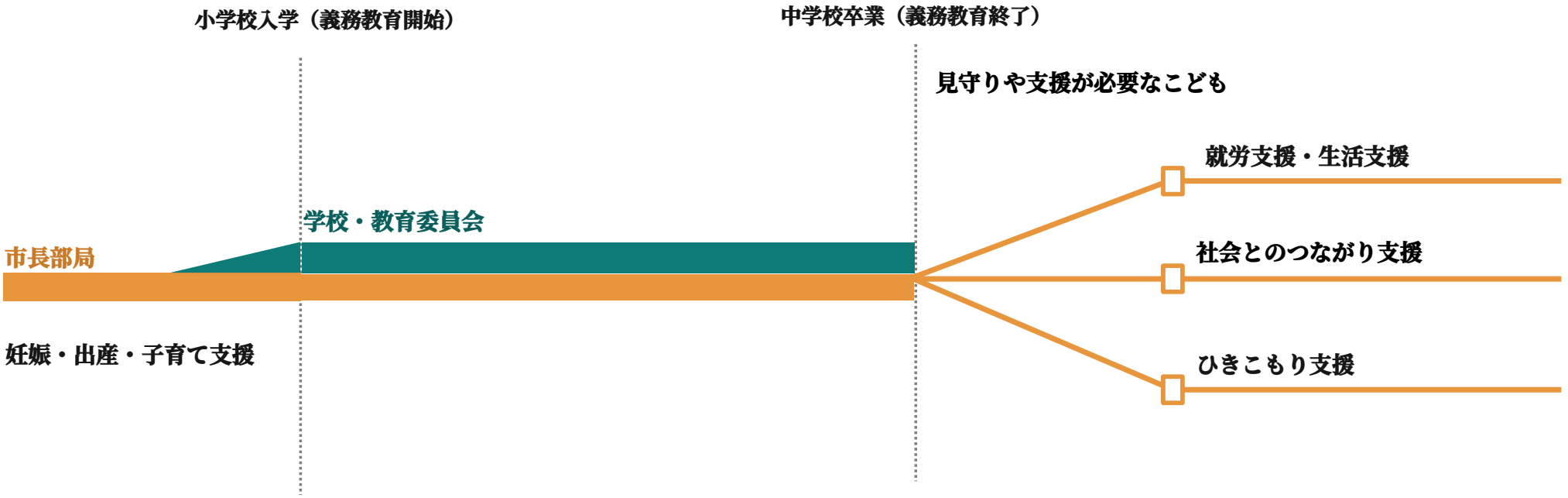
地域住民同士の気にかけ合う関係づくり
地域における多世代の交流や多様な活躍の機会を確保する

※設置形態は基本型（各分野ごとに実施している既存の地域づくり事業を継続・活用）

※令和8年1月末時点の情報　※重層的支援整備事業交付金の充当事業を中心に記載

就学前から卒業後も「途切れのない支援」

入学前に市長部局で支援しているこどもについては、入学後も適切な支援が受けられるよう学校・教育委員会に引き継ぎます。さらに、中学校卒業時に見守りや支援が必要なこどもについては、再び市長部局へ引き継ぐことで、社会とのつながりが途絶えないよう切れ目のない伴走支援（出口支援）を行う、包括的な支援体制を整えています。



途切れのない支援の連携のイメージ



支援継続（連携：学校、教育委員会、SSW、子育て応援室、医療機関）

年中時、保育園で集団行動が難しく、他児に手が出ることもあり、母へ園での様子を伝えた。母は子の養育に悩んでおり、園が**子育て応援室**を紹介。子育て応援室が母と定期面談。

【小学校・中学校】

教育相談の結果、小学校では通級を利用。**放課後等デイサービス**も利用。次第に落ち着き、通級、放課後等デイサービスは終了。

中学校へ入学し、学校を休むことが多くなったため、学校から母へ連絡。母より「家ではスマホばかり触っている。喧嘩となることが多く、手が出そうになる。」と発言あり。学校から**SSW**へつなぎ、SSWから子育て応援室へ相談。その後、医療受診を促し、定期的な面談で見守る。

支援開始（連携：保育園、子育て応援室）

支援継続（連携：保育園、子育て応援室、障害福祉課、学校教育課）

【中学卒業後～】

支援継続（連携：子育て応援室、ひきこもり支援ステーション）

高校を中退。アルバイトをするが続かずひきこもりがちとなる。
母から子育て応援室へ相談があり、**はつかいちひきこもりステーション**へつなぐ。子と定期的な面談を実施。就労支援を開始。サポートを受けながらアルバイトが継続できている。

【５歳児健診～入学前】

５歳児健診で要観察となる。子育て応援室から園へ健診結果の情報提供を行う。園から、**巡回支援**を提案し、母も受け入れる。５歳児健診や巡回相談の結果を踏まえ、**児童発達支援の**利用開始。**教育相談**を受ける。

支援体制の充実に向けた取組

〇現場の気付きを支援につなぐための仕組みづくり

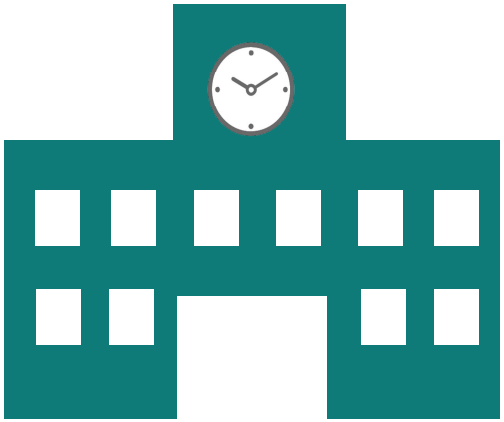
→　学校から市長部局へ家庭環境の相談をしたいときの流れの整理と周知

→　教育委員会と市長部局との課題に対する協議の場の拡充

〇義務教育終了後の支援への円滑な移行

→　スクールソーシャルワーカーなどの専門職の知見も活用しながら
　中学校卒業前から教育委員会、市長部局の連携した仕組みづくり

→　中学卒業後の困りごとの相談先の周知・啓発



教育委員会と市長部局との「ひとつのチーム」で創る連携支援

今後、こどもや家庭を取り巻く課題について包括的に対応するためには、教育委員会と市長部局の垣根を越えて連携を一層深めていくことが不可欠です。

それぞれの強みを活かし、チームとして連携することで、
制度の隙間をなくし、すべてのこどもたちが、
将来にわたって安心を感じながら暮らせる廿日市市を
共に創っていきます。

